

やっかん ご契約のしおり・約款

〈ケガの特約〉〈総合先進医療特約〉

「EVER」、「EVER HALF」、「EVER ボーナス」、「EVER 払済タイプ」、
「新EVER」、「ちゃんと応える医療保険 EVER」に付加する特約



この冊子は、ご契約にともなう大切なことからを記載したものです。主契約の「ご契約のしおり・約款」とともに大切に保存し、ご活用ください。また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

はじめに

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。後ほどお送りする裏書のお知らせ（承認通知書）とともに大切に保存し、ご活用ください。

また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

「ご契約のしおり」は

ご契約についての重要事項、
お手順などをわかりやすくご説明しています。

「約款」は

ご契約についてのとりきめを、
詳しくご説明しています。

ご契約のしおり

各種特約のお支払について

- 「ケガの特約」のお支払について 4
- 「総合先進医療特約」のお支払について 12
- 総合先進医療特約から総合先進医療特約〔2012〕への
変更について 16
- 対象となる不慮の事故について 17

お支払いできない場合について

- お支払いできない場合について 18

お申込にあたって

- 生命保険募集人について 19
- クーリング・オフ制度（お申込の撤回または解除について）… 20
- 告知と告知義務について 21
- 告知が事実と相違する場合 23
- 特約を中途付加した場合の付加日および保障の開始について… 24

ご契約後について

- 解約払戻金について 26
- 「指定代理請求特約」について 26

その他生命保険に関するお知らせ

- 個人情報の取扱いについて 29
- 特定個人情報等の取扱いについて 33
- 「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社など
との保険契約などに関する情報の共同利用について 34

約款・特約条項

約款・特約条項

傷害特約〔医療保険〕	38
総合先進医療特約〔2012〕	47
指定代理請求特約	55
保険料口座振替特約	58
保険料クレジットカード支払特約	63

別表

別表	67
----------	----

目的別目次

つぎのような場合にはご案内のページをご覧ください。

特約のしくみについて

① 特約のしくみが知りたい

「ケガの特約」

P4

「総合先進医療特約」

P12

ご契約に際して

② 申込を撤回したい

クーリング・オフ制度

P20

③ 健康状態などの告知について知りたい

告知と告知義務について

P21

④ いつから保障が開始するのか知りたい

特約を中途付加した場合の付加日および保障の開始について

P24

ご契約後について

⑤ 給付金などが受取れないケースについて知りたい

お支払いできない場合について

P18

⑥ 保険を解約したい

解約払戻金について

P26

⑦ 受取人が請求できない場合の給付金などの受取りについて知りたい

「指定代理請求特約」について

P26

各種特約のお支払について

「ケガの特約」のお支払について

「ケガの特約」の正式名称は、「傷害特約〔医療保険〕」です。

名称	支払事由	支払額	受取人	支払限度
特定損傷給付金	保険期間中に、不慮の事故による特定損傷の治療を180日以内に受けたとき	特定損傷給付金額	被保険者	同一の不慮の事故によるお支払は、1回（特約を継続したすべての保険期間を通じ通算10回）
災害通院給付金	保険期間中に、不慮の事故によるケガによって180日以内に通院をしたとき	通院1日あたり、災害通院給付金日額		同一の不慮の事故による通院について、30日（特約を継続したすべての保険期間を通じ通算180日）



不慮の事故については「対象となる不慮の事故について」の項をご覧ください。

① 支払事由の「特定損傷」とは…

特定損傷とは、「骨折」、「関節脱臼」、「腱の断裂」を指します。ただし、骨粗しょう症などの疾患による病的骨折、軟骨の損傷や断裂、先天性脱臼、反復的脱臼などはお支払の対象にはなりません。



詳しくは、巻末の別表39をご覧ください。

ご注意

主契約または付加された特約のつぎのいずれかの給付金がお支払される日については、災害通院給付金はお支払いしません。

- ① 疾病入院給付金・災害入院給付金
- ② 疾病長期入院給付金・災害長期入院給付金

- つぎの免責事由に該当した場合には、給付金をお支払いできません。

免責事由
(1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの(災害通院給付金) (8) 巻末の別表35に定める所定の運動中の事故 (9) 巻末の別表36に定める所定の乗用具などによる競技、競争、興行、試運転中の事故 (10) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

- * 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は給付金を全額または削減して支払います。

「ケガの特約」の消滅について

- つぎに該当した場合、「ケガの特約」は消滅します。

- ① 主契約が消滅したとき
- ② 主契約の保険料払込期間中に、主契約の保険料払込免除に該当したとき
 この場合、「ケガの特約」は、つぎに定める期日をもって消滅します。
 〈月払契約の場合〉
 免除事由が発生した直後の月単位の契約応当日の前日
 〈半年払契約または年払契約の場合〉
 免除事由が発生した直後の半年単位または年単位の契約応当日の前日
- ③ 特定損傷給付金および災害通院給付金の支払日数が、ともに通算支払限度に達したとき

職業について

● 職業に誤りがあった場合

申込書に記載された被保険者のご職業に誤りがあり、かつ、ご契約の保険料が実際の被保険者のご職業による保険料よりも低いときには、所定の方法で、給付金額を改めます。（すでに給付金の支払事由が生じていたときには、所定の方法で、給付金の支払額を削減します。）

● 職業変更の通知

- ・ ご契約後、被保険者のご職業がつぎの職業・職種分類A（職業・職種2級）または職業・職種分類Bに該当する職業に変更されたときには、当社にご連絡ください。

職業・職種分類A (職業・職種2級)	職業・職種分類B
①無職(主婦、幼児、学生、年金生活者は除く) ②林業(山林現場作業者のみ) ③漁業(漁船乗務員、海女、昆布採取など現場従事者) ④炭坑作業従事者 ⑤土木建築業： 大工、左官、鳶職、道路工事、解体作業、ブルドーザー・クレーン操作員、下水道・トンネル・ダム・地下鉄工事 ⑥高所作業(ビル窓拭き、高所溶接作業など) ⑦産業廃棄物取扱者 ⑧潜水作業、サルベージ ⑨造船作業 ⑩外線電工・架線員 ⑪トラック運転手 ⑫タクシー・ハイヤー運転手 ⑬自動二輪配達員 ⑭ヘリコプター搭乗員 ⑮港湾荷役作業、沖仲士 ⑯警備員、ガードマン ⑰自衛隊航空機搭乗員 ⑱その他これらに類する職業	①爆破作業、爆発物取扱者(花火取扱者を含む) ②競馬・競輪・競艇選手 ③相撲力士、プロレスラー、プロボクサー ④空手家 ⑤登山家 ⑥カーレーサー、オートレーサー ⑦テストドライバー、テストパイロット ⑧サーカス団員 ⑨スタントマン ⑩猛獣取扱者 ⑪その他これらに類する職業

- ・ご契約の際にお引受けできるのは、職業・職種分類A、Bに該当しない職業(職業・職種1級)です。
- ・ご契約後、職業・職種分類A(職業・職種2級)に該当する職業に変更された場合には、当社が承諾した場合に限り、保険期間満了の日の翌日に、特約は継続されます。ただし、継続後の特約の保険料は、職業・職種1級の場合よりも高くなります。
- ・ご契約後、職業・職種分類Bに該当する職業に変更された場合には、保険期間満了の日に特約は終了します。(特約の継続をお取り扱いしません。)

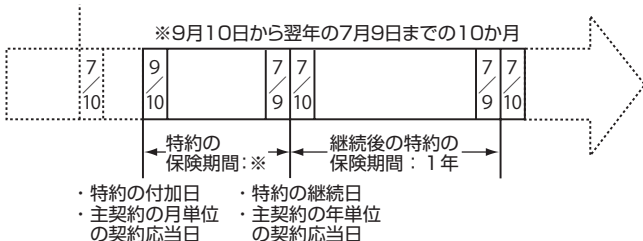
特約の保険期間

- ・特約の付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合の保険期間は、1年です。
- ・特約の付加日と主契約の年単位の契約応当日とが異なる場合の保険期間は、つぎのとおりです。

初年度	特約の付加日から主契約の年単位の契約応当日の前日まで
次年度以降	1年

(例) 保険料の払込方法(回数)が月払で、主契約の年単位の契約応当日が7月10日、特約の付加日が9月10日の場合

- ・主契約の年単位の契約応当日



特約の継続

● 特約の継続について

- ・当社が承諾した場合(※)に限り、特約の保険期間満了の日の翌日に、特約は継続されます。
- ・つぎのいずれかに該当する場合、特約の継続をお取り扱いしません。

- (1) 継続後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が70歳をこえるとき
- (2) 主契約の保険料のお払込を免除しているとき(払込免除事由に該当しているとき)

※ つぎのような場合には、ご契約後のご請求の状況などにより特約の継続をお取り扱いしない場合がございます。

＜特約の継続をお取り扱いしない場合の例＞

- * 当社にご契約いただいている他の被保険者と比較し、保険事故の発生頻度が高い場合
 - * 受傷状況に照らして、ご通院の日数が多い場合
- なお、これらは代表的な事例をあげたものです。認められる事実関係によってお取り扱いに違いが生じることがあります。

● 特約の継続をお取り扱いできない職業

ご契約（特約の継続）後、特約の保険期間満了までの間に、被保険者のご職業が つぎの職業・職種分類Bに該当する職業に変更されたときには、当社は特約の継続をお取り扱いしません。（特約の保険期間満了の日に特約は終了します。）

職業・職種分類B

- ① 爆破作業、爆発物取扱者(花火取扱者を含む)
- ② 競馬・競輪・競艇選手
- ③ 相撲力士、プロレスラー、プロボクサー
- ④ 空手家
- ⑤ 登山家
- ⑥ カーレーサー、オートレーサー
- ⑦ テストドライバー、テストパイロット
- ⑧ サーカス団員
- ⑨ スタントマン
- ⑩ 猛獣取扱者
- ⑪ その他これらに類する職業

ご注意

職業・職種分類Bに該当する職業に変更されたことについて、当社にご連絡がなかった場合には、給付金のお支払額を9割削減します。

● 特約の継続をお取扱いできる職業

被保険者のご職業が、つぎの職業・職種1級および職業・職種分類A(職業・職種2級)に該当するときには、当社が承諾した場合に限り、特約の継続をお取扱いします。ただし、職業・職種分類A(職業・職種2級)で特約を継続する場合の特約の保険料は、職業・職種1級の場合よりも高くなります。

職業・職種1級	職業・職種分類A（職業・職種2級）
職業・職種分類A、Bに該当しない職業	①無職(主婦、幼児、学生、年金生活者は除く) ②林業(山林現場作業者のみ) ③漁業(漁船乗務員、海女、昆布採取など現場従事者) ④炭坑作業従事者 ⑤土木建築業： 大工、左官、鳶職、道路工事、解体作業、ブルドーザー・クレーン操作員、下水道・トンネル・ダム・地下鉄工事 ⑥高所作業(ビル窓拭き、高所溶接作業など) ⑦産業廃棄物取扱者 ⑧潜水作業、サルベージ ⑨造船作業 ⑩外線電工・架線員 ⑪トラック運転手 ⑫タクシー・ハイヤー運転手 ⑬自動二輪配達員 ⑭ヘリコプター搭乗員 ⑮港湾荷役作業、沖仲士 ⑯警備員、ガードマン ⑰自衛隊航空機搭乗員 ⑱その他これらに類する職業

● 特約の継続後の職業変更の通知

特約の継続後、特約の保険期間満了までの間に、被保険者のご職業が変更されたとき(職業・職種分類が変更された場合に限りです。)には、当社にご連絡ください。

● 継続後の特約と保険料について

- ・ 継続後の特約には、継続日現在の特約条項が適用され、継続後の特約の保険料は継続日現在の被保険者の満年齢、ご職業、保険料率によって計算されます。
- ・ 継続前の特約の保険期間中に、被保険者のご職業が変更されたことについてご連絡がなかった場合で、継続後の特約の保険料を変更する必要があるときには、つぎのとおりお取り扱いします。
 - (1) 継続後の特約の保険料が実際の被保険者のご職業による保険料よりも低い場合には、所定の方法で、給付金額を改めます。(すでに給付金のお支払事由が生じていたときには、所定の方法で、給付金のお支払額を削減します。)
 - (2) 継続後の特約の保険料が実際の被保険者のご職業による保険料よりも高い場合には、所定の方法で、実際の被保険者のご職業にもとづいて特約の保険料を改めます。
- ・ 継続前の特約の保険期間と継続後の特約の保険期間は継続したものとみなします。
- ・ 給付金の通算支払限度の規定を適用するときは、継続前の特約で既に支払われた給付金を通算します。

● 特約の継続を希望しない場合

特約の継続を希望しない場合には、特約の保険期間満了の日の2か月前までにお申出ください。

● 特約の復活について

ご契約が失効した場合、この特約は復活することはできません。

主契約の保険料払込期間満了後の特約保険料について

主契約の保険料払込期間満了後の「ケガの特約」の保険料の払込はつぎのように取扱います。

- ・ 保険料の払込方法(回数)
保険料の払込方法(回数)は年払とします。ただし、特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。
- ・ 保険料の払込方法(経路)
口座振替で払込む方法またはクレジットカードにより払込む方法のいずれかに限ります。
- ・ 特約保険料のお払込がない場合
特約保険料の払込期月内にお払込がない場合、一定の猶予期間があります。お払込がないまま猶予期間を過ぎますと、特約は猶予期間満了の日の翌日から失効します。(効力を失います)
- ・ 復活について
ケガの特約は復活することはできません。

「総合先進医療特約」のお支払について

- ・「総合先進医療特約」の正式名称は、「総合先進医療特約〔2012〕」です。

名称	支払事由	支払額	受取人	支払限度
先進医療給付金	病気・ケガによって所定の先進医療を受けたとき	「先進医療」にかかる技術料のうち被保険者が負担した費用と同額	被保険者	すべての保険期間を通算して2,000万円

① 先進医療とは…

- ・公的医療保険の給付対象となっていない高度の医療技術を用いた療養のうち、厚生労働大臣が認める医療技術を行います。医療技術ごとに適応症（対象となる疾患・症状等）および実施する医療機関（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所）が限定されています。
- ・先進医療の対象となる医療技術やその適応症、実施している医療機関は、随時見直しされます。したがって、公的医療保険の給付対象となっている場合や、承認取消しなどのために先進医療ではなくなっている場合には、先進医療給付金のお支払はできません。

先進医療に該当するか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。

- つぎの免責事由に該当した場合には、給付金をお支払いできません。

免責事由
(1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 原因のいかなを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの (9) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

- * 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は給付金を全額または削減して支払います。

ご注意

- ①会社は、健康保険法またはその他関連する法令等が改正された場合で特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かって特約給付金の支払事由を法令等の改正内容に応じて変更することがあります。
- ②当社「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約（※）は、被保険者お1人につき1特約のみご契約いただけます。
- ※ がん高度先進医療特約は除きます。

●「総合先進医療特約」の更新について

1. 「総合先進医療特約」は、保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。
更新後の保険期間は更新前の保険期間と同一の年数とします。
ただし、(1)(2)のいずれかに該当する場合には、それぞれの保険期間で更新します。
 - (1) 更新後の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえる場合
主契約の保険料払込期間満了の日まで保険期間を変更して更新します。
 - (2) 主契約の保険料払込期間満了後に更新する場合
保険期間を10年として更新します。
2. 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳をこえる場合は、「総合先進医療特約」は更新されません。
ただし、保険期間を終身に變更して更新することができます。

●更新後の特約について

- ・更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって計算されます。
- ・更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものとみなします。
- ・給付金の通算支払限度の規定を適用するときは、更新前の特約で既に支払われた給付金を通算します。

●更新を希望しない場合

- ・更新を希望しない場合には、保険期間満了の日の2か月前までにお申し出ください。

●主契約の保険料払込期間満了後の特約保険料について

主契約の保険料払込期間満了後の「総合先進医療特約」の保険料の払込はつぎのように取扱います。

- ・保険料の払込方法(回数)
保険料の払込方法(回数)は年払とします。ただし、特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。
- ・保険料の払込方法(経路)
口座振替で払込む方法またはクレジットカードにより払込む方法のいずれかに限ります。
- ・特約保険料のお払込がない場合
特約保険料の払込期月内にお払込がない場合、一定の猶予期間があります。お払込がないまま猶予期間を過ぎますと、特約は猶予期間満了の日の翌日から失効します。(効力を失います)
- ・復活について
特約が失効した日からその日を含めて1年以内であれば、特約の復活を請求できます。この場合、あらためて告知をしていただく必要があり、ご健康状態によっては、特約の復活はできません。

総合先進医療特約から総合先進医療特約〔2012〕 への変更について

「総合先進医療特約」から「総合先進医療特約〔2012〕」へ変更した場合、以下のとおり取扱います。

● 新しい保障の開始

「総合先進医療特約〔2012〕」への変更日を新しい保障の開始日とします。

① 変更日から1年以内に先進医療を受けた場合の取扱い

- ・ 変更日より前に医師の診療を受けていた疾病または傷害の原因として先進医療を受けた場合は、変更前特約における先進医療給付金の支払事由の範囲内で給付金をお支払します。

なお、変更日から1年を経過した日を挟んで複数回にわたる1つの先進医療を受けた場合も、同様です。

② 変更日を挟んで複数回にわたる1つの先進医療を受けた場合、特約給付金を重複してお支払できません。この場合、変更前特約の支払事由に該当したものとします。

● 給付金の支払限度について

変更前の特約の保険期間と変更後の特約の保険期間は継続したものとみなします。

給付金の通算支払限度の規定を適用するときは、変更前の特約で既に支払われた給付金を通算します。

対象となる不慮の事故について

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。(ただし、除外する事故(※)もあります。)

● 急激・偶発・外来の定義

急激	傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
偶発	傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意によるものは該当しません。)
外来	傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

● 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水(河川の氾濫による溺死、遊泳中の溺死) ・窒息 ・不慮の中毒(一酸化炭素中毒)	・高山病 ・乗物酔い ・過度の運動による骨折や捻挫 ・熱中症(日射病・熱射病)

※ 除外する事故

疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したとき
疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	①感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ②外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ③洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎など

お支払いできない場合について

● 支払事由に該当しない場合

つぎのような場合など、約款に定める支払事由に該当しないとき

- (1) 責任開始期より前に生じた不慮の事故によるケガにより通院をしたとき
- (2) 治療を目的としない通院をしたとき（美容整形・人間ドック等）
- (3) 医学的な観点から通院の必要性が認められないとき
- (4) 病院・診療所以外の施設（老人保健施設など）に通院をしたとき
- (5) 薬剤の受取のみの通院をしたとき
- (6) 約款に定める通院などの要件を満たさないとき

● 免責事由に該当した場合



詳しくは、各特約のお支払についての項をご覧ください。

● 告知義務違反による解除の場合

● 保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合

● 重大事由による解除の場合



詳しくは、主契約の「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

● 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

- ・この場合、すでにお払込いただいた保険料は払い戻しません。

お申込にあたって

生命保険募集人について

- ・生命保険募集人は、保険契約の締結の「媒介」または「代理」を行うものです。「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。また、「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。
- ・当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ・ご契約が成立した後にご契約の内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約の内容の変更などに対する当社の承諾が必要です。

〈当社の承諾が必要なご契約の内容の変更などのお手続の例〉

- * ご契約の復活
- * 特約の中途付加 など

クーリング・オフ制度（お申込の撤回または解除について）

- ・生命保険は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては十分で検討ください。
 - ・ご納得がいけない場合には、お申込者またはご契約者（以下、「お申込者など」といいます。）は、ご契約の申込日または第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）のお払込の日のいずれか遅い日（第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を当社が確認した日のいずれか遅い日）からその日を含めて**8日以内**であれば、ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除（以下、「お申込の撤回など」といいます。）をすることができます。（※）
 - ・この場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。
 - ・つぎの場合には、お申込の撤回などのお取扱ができません。
 - * 当社が指定した医師の診査を受けた場合
 - * すでに契約したご契約の内容を変更する場合
- ※お申込の撤回などの書面を発信した時に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回などの効力は生じません。ただし、お申込の撤回などの書面を発信した時に、お申込者などが給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

●ご連絡方法

- ・お申込の撤回などは、必ず郵便により上記の期間内（**8日以内**の消印有効）に当社あてに発信してください。
- ・書面（ハガキ、便箋）には、お申込の撤回などの意思を明記し、お申込者などの氏名・氏名のフリガナ・住所をご記入ください。

<郵送先>

〒182-8008
日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行

告知と告知義務について

● ご契約者や被保険者の告知について

- ・ ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことからについておたずねいたします。

● 告知義務について

- ・ ご契約者や被保険者には、ご健康の状態などについて告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めからご健康の状態の良くない方や危険度の高いご職業に従事している方などが無条件に契約しますと、保険料の負担の公平性が保たれません。ご契約に際しては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、＜がん＞にかかれたことの有無、現在のご健康の状態、身体の障害状態、ご職業など「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください（告知をしてください）。

なお、告知をしていただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。

- ・ 医師の診査を受けてお申しいただく場合には、当社指定の医師が被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）などについておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせください（告知をしてください）。口頭により告知をしていただいた内容は、医師により記録されますので、ご確認のうえ自署欄に署名してください。
- ・ 効力を失ったご契約を復活する場合にも告知が必要です。

● 告知受領権について

- ・ 告知受領権は、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が持ちます。生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士には告知受領権がなく、生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことになりませんので、ご注意ください。

● 傷病歴などがある方のお引受について

- ・ 当社では、他のご契約者との公平性を保つため、お客さまのご健康の状態などに応じたお引受を行っています。ご契約をお断りする場合がありますが、特定の疾病または特定の身体部位について保障しないなどの条件をつけてご契約をお引き受けする場合があります。なお、お断りする場合には、お客さまあてに書面または募集代理店を通じて通知します。

● 総合先進医療特約について

- ・ 主契約に特定の疾病または特定の身体部位について保障しないなどの条件が付加されている場合、主契約と同様の条件をつけてお引受する場合があります。

● ご契約の内容の確認について

- ・ 当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約のお申込の際やご契約成立後に、お申込の内容や告知内容について確認させていただく場合があります。

告知が事実と相違する場合

●「告知義務違反」によるご契約または特約の解除

- ・告知をしていただくことから、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいたりしますと、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
 - * 責任開始日から2年を経過していても、給付金・保険金などのお支払事由が責任開始日から2年以内に生じていた場合などには、ご契約または特約を解除することがあります。
 - * ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金・保険金などのお支払事由が生じていても、原則としてこれをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込を免除する事由が生じていても、原則としてお払込を免除することはできません。
- ・告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。
- ・上記に記載したご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結の状況などにより、給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な疾患や、死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をしなかった場合」など、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合には、詐欺によるご契約の取消しの規定を適用して、給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、「告知義務違反」による解除の対象となる責任開始日から2年を経過した後でもご契約が取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

特約を中途付加した場合の付加日および保障の開始について

● 付加日

- ・特約を主契約に中途付加して締結する際に、ご契約者が指定した月の主契約の契約応当日（半年払契約・年払契約の場合は半年単位・年単位の契約応当日。また、応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。）を付加日といいます。

● 特約保険料の払込

- ・特約の第1回保険料は、主契約の保険料の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。

ご注意

指定年齢後保険料半額特則付の主契約に特約を中途付加した場合でも、所定の年齢以後の特約の保険料は半額になりません。

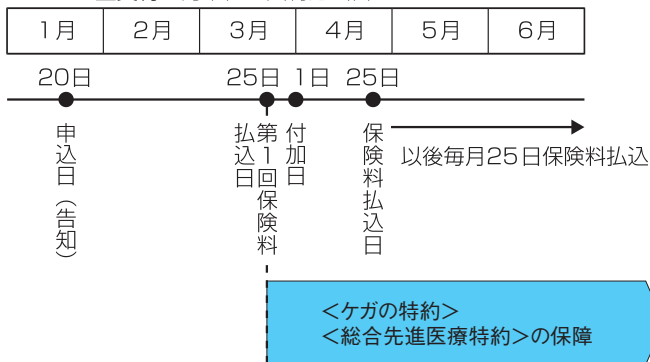
● 保障の開始

- ・当社が、ご契約上の保障を開始する時期（日）を、責任開始期（日）といいます。ご契約を当社がお引き受けすることを承諾した場合の責任開始期（日）は、「第1回保険料のお払込が完了した時と付加日のいずれか早い時」を責任開始期とし、その時から保障を開始します。

● 付加日と保障の開始の例(月払の場合)

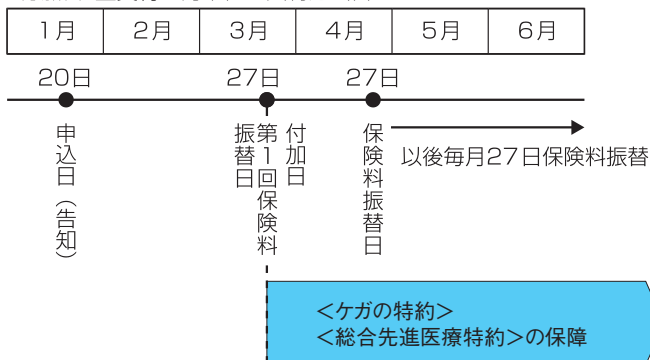
1. 勤務先などの団体や集団を通じて払込む方法(例)

- ・契約応当日が毎月1日で、1月20日に特約の中途付加をお申し込んだいた場合
- ・付加日：主契約の月単位の契約応当日



2. 口座振替で払込む方法(例)

- ・契約応当日が毎月27日で、1月20日に特約の中途付加をお申し込んだいた場合
- ・付加日：主契約の月単位の契約応当日



ご注意

上記の付加日の説明は代表例であり、保険料のお払込方法（経路）などによっては上記にあてはまらない場合がありますので、ご注意ください。

ご契約後について

解約払戻金について

「ケガの特約」「総合先進医療特約」の解約払戻金はありません。

「指定代理請求特約」について

●「指定代理請求特約」のしくみ・特長

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるようにする特約です。

お願い

この特約を付加した際には、ご契約者から指定代理請求人に対して、「指定代理請求人に指定されたこと」および「被保険者に代わって給付金などを請求できること」をお伝えください。

●代理請求の対象となる給付金など

- ・被保険者が受取人となる給付金など
- ・被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

●代理請求できる場合

- ・あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるのは、つぎの場合です。

*被保険者が、事故や病気などにより、給付金などの請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合

*被保険者が、がんなどの病名の告知や余命の告知を受けていない場合

*その他、これらに準じる状態であると当社が認めた場合



ご請求に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

● 代理請求できる方

- ・あらかじめつぎの範囲内で指定された指定代理請求人（1名）が、被保険者に代わって給付金などを請求できます。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者の直系血族
- (3) 被保険者の3親等内の親族
- (4) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている方
- (5) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方

なお、(4)および(5)については、給付金などの請求の際に、会社所定の書類等によりその事実を確認できる場合に限り、被保険者に代わって給付金などを請求できます。

※ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定、変更または指定の撤回をすることができます。



お手続きに必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

● 指定代理請求人が指定されていない場合など

- ・つぎに該当する場合で、被保険者が請求できない特別な事情があるときは、代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できます。
 - *指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人の指定が撤回された場合、指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）
 - *指定代理請求人が請求時に「代理請求できる方」の範囲外である場合
 - *指定代理請求人に給付金などを請求できない特別な事情がある場合
- ・代理請求人はつぎの範囲内のいずれかの方となります。

- *被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- *上記に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
- *代理請求人としての要件を満たしていると当社が認めた方

● 留意点

1. 代理請求に際して

- ・ 故意に給付金などの支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた方または故意に給付金などの受取人を給付金などを請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ・ 給付金などの受取人が法人である場合は、代理請求は取扱いません。

2. 代理請求により給付金などを支払った後について

- ・ 給付金などを指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後に重複してその給付金などの請求を受けても、お支払いしません。

ご注意

代理請求によって給付金などを支払った後に、ご契約者または被保険者からお問合せ・お申出を受けた場合、当社は事実に基づいてご回答・ご説明せざるを得ないことがあります。このような場合、当社は指定代理請求人または代理請求人にご契約者または被保険者への事情説明をお願いすることがあります。

その他生命保険に関するお知らせ

個人情報の取扱いについて

● プライバシーポリシーについて

- ・当社は「個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

※ 以下、本「個人情報の取扱いについて」において、「個人情報」には個人番号（マイナンバー）および特定個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます。）を含みません。特定個人情報等については、「特定個人情報等の取扱いについて」をご覧ください。

● お客さまの個人情報の利用目的について

- ・お客さまの個人情報の利用目的はつぎのとおりです。主な商品やサービスの内容については、当社ホームページ〔<http://www.aflac.co.jp/>〕にてご確認ください。
 - (1) 各種保険契約の引受・継続・維持管理、保険金・給付金などの支払
 - (2) 当社、その関連会社・提携会社の取扱う各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理
 - (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
 - (4) その他保険業に関連・付随する業務

● 個人情報の収集方法

- ・当社は、法令などに従い、適正な方法により個人情報を収集します。主な収集方法としては、保険申込み時の契約申込書などや保険契約の継続・維持管理などに必要な各種帳票により収集する方法や、アンケートなどにより収集する方法、電話などを通じてお伺いすることにより収集する方法があります。そして、個人情報の収集にあたっては、当社は、法令などに従い、個人情報の利用目的をホームページで公表するほか、申込書などに記載します。

なお、当社にお電話でお問い合わせいただいた場合、適切な

対応を行うために、通話内容を録音させていただく場合があります。

● 個人情報の利用

- ・ 当社は、個人情報を、上記記載の個人情報の利用目的の範囲内で利用させていただきます。ただし、法令などにもとづく場合は、この限りではありません。

● 個人データの提供

- ・ 当社は、つぎの場合に個人データを第三者に提供します。
 - (1) 下記の【個人データの第三者提供について】に記載の場合
 - (2) お客さまの個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、後述の代理店を含む委託先に提供する場合
 - (3) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
 - (4) 法令などにもとづく場合
 - (5) その他、ご本人が同意されている場合

【個人データの第三者提供について】

〈代理店に対する提供〉

- ・ 当社は代理店制度を採用していますので、個人情報の利用目的のために、お客さまの個人情報を当社指定の代理店に対して提供します。なお、当社指定の代理店とは、つぎのとおりです。
 - (1) ご契約の全部または一部を担当する代理店（お客さまの担当代理店）
 - (2) ご契約者が所属する企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理などを行っている代理店（企業などの担当代理店）
 - (3) お客さまの担当代理店または企業などの担当代理店が提携する、当社の承認を受けた代理店
 - (4) ご契約者から個人情報の提供について了解を得た代理店
 - (5) その他、個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

〈提携会社・関連会社との間での相互提供〉

- ・ サービスの提供対象となる保障内容のお申込みをした方に限り、提携会社・関連会社の取扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理のため、提携会社・関連会社との間で個人情報の相互提供を行うことがあります。

〈団体取扱特約、準団体取扱特約、集団取扱特約、特別集団取扱特約、保険料口座振替特約、保険料クレジットカード支払特約の適用〉

- ・ 保険契約について上記のいずれかの特約の適用がある場合は、各種保険契約の継続・維持管理などのために、保険料集金に必要な個人情報のほか、お客さまの連絡先を含めた本目的の達成に必要な個人情報などを、お客さまが所属される団体、準団体、集団もしくは特別集団、お客さまが指定された保険料振替口座を管理する金融機関、集金代行会社、または、お客さまが利用されるクレジットカード会社と、当社との間で相互に提供しております。

〈再保険の利用〉

- ・ 保険会社は、お客さまの保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の出再を含みます。）を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定の際に利用する個人情報を、再保険の引受を行う保険会社に対して提供します。

〈その他〉

- ・ 被保険者の告知内容や診査結果をご契約者またはお申込者に知らせることがあります。
当社の照会に対し、被保険者を診察した医師・医療機関がその健康状態などを報告する場合があります。
- ・ 保険契約は、ご契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。そのため、保険会社は、保険契約に関するお知らせを行い、個人情報の利用目的を達成しようとする場合に、ご契約者の個人情報を被保険者や受取人に対し、被保険者の個人情報をご契約者や受取人に対し、受取人の個人情報をご契約者や被保険者に対し、それぞれ提供することがあります。また、被保険者を同一とする他の保険契約のご契約者・受取人などに対してもご契約者・被保険者・受取人の個人情報を提供することがあります。
したがって、被保険者、受取人にも上記内容をお知らせください。

【保険制度の健全な運営に必要な場合の具体例】

- ・当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。（詳しくは「[支払査定時照会制度]」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について」または「[契約内容登録制度]」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について」の項をご覧ください。）

● センシティブ情報の収集・利用・第三者提供

- ・当社は、保険業法施行規則にもとづき、保健医療等のセンシティブ情報については、つぎに掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。
 - (1) 法令などにもとづく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - (5) 源泉徴収事務などの遂行上必要な範囲において、政治・宗教などの団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員などのセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
 - (6) 相続手続による権利義務の移転などの遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
 - (7) 保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
 - (8) センシティブ情報に該当する生体認証情報を本人の同意にもとづき、本人確認に用いる場合

特定個人情報等の取扱いについて

● 特定個人情報等の利用目的・利用

- ・ 当社は、特定個人情報等を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます) で限定的に定められた利用目的を超えて取得・利用しません。

● 特定個人情報等の収集方法

- ・ 当社は、法令等に従い、適正な方法により特定個人情報等を収集します。

● 特定個人情報等の提供

- ・ 当社は、番号法で限定的に認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、以下のとおり、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。

●「支払査定時照会制度」について

当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「各生命保険会社など」といいます。）とともに、給付金・保険金・年金などのお支払の判断または保険契約もしくは共済契約など（以下、「保険契約など」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下、「お支払などの判断」といいます。）の参考にすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

給付金・保険金・年金などのご請求があった場合や、これらに関係する保険事故が発生したと判断される場合には、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること（以下、「相互照会」といいます。）があります。

相互照会される情報は以下の相互照会事項に限定され、ご請求に関係する傷病名などの情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによるお支払などの判断の参考にするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。なお、照会を受けた各生命保険会社などに相互照会事項記載の情報が存在しなかった場合には、照会を受けた事実は消去

されます。各生命保険会社などは「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

〈相互照会事項について〉

- ・ つぎの事項が相互照会されます。ただし、ご契約の消滅後5年を経過したご契約に関係する事項は除きます。

- (1) 被保険者の氏名・生年月日・性別・住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の各事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしてします。）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、ご契約者の氏名と被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名と被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料とその払込方法

- ・ 相互照会事項中、被保険者、保険事故、保険種類、契約者、給付金・保険金、給付金額・保険金額、保険料とあるのは、共済契約の場合にはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。
- ・ 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または給付金・保険金・年金などの受取人は、所定のお手続により、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申出ることができます。また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合は、所定のお手続により、当該情報の利用の停止または第三者への提供の停止を求めることができます。それぞれのお手続の詳細については、当社にお問合わせください。
- ・ 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社)生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

約款・特約条項

傷害特約〔医療保険〕

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約に付加することによって、被保険者が不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂に対する治療を受けた場合に特定損傷給付金を、不慮の事故による傷害により所定の通院をした場合に災害通院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社へ申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条＜特約の被保険者＞

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条＜特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、年払契約を除き、この特約の保険料も前納とします。
- 4 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第4条＜特約給付金額の指定＞

保険契約者は、この特約の締結の際、特定損傷給付金額、災害通院給付金日額（以下、総称して「特約給付金額」といいます。）を、会社所定の範囲内で指定してください。

第5条＜特約給付金の支払＞

- 1 特定損傷給付金、災害通院給付金（以下、総称して「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。
 - (1) 特定損傷給付金

特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてを満たす治療を受けたとき ①責任開始期以後に発生した主約款に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による別表39に定める特定損傷（以下、「特定損傷」といいます。）に対して受けた治療 ②上記①の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に受けた治療 ③別表21-2に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）における治療
支払額 受取人	特定損傷給付金額 被保険者
支払事由に該当しても特約給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者が別表35に定める運動等を行っている間に生じた事故 ⑧被保険者が別表36に定める乗用具等による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）を行っている間に生じた事故 ⑨地震、噴火または津波 ⑩戦争その他の変乱

(2) 災害通院給付金

支払事由	被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてを満たす通院をしたとき ①責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする通院。ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度になおったとき以降の通院を除きます。 ②上記①の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内の期間（以下、「通院期間」といいます。）に行われた通院 ③別表21-2に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）への通院 ④別表23-2に定める通院
------	---

支払額	通院1日あたり、災害通院給付金日額（通院期間中に災害通院給付金日額の減額があった場合には、各日現在の災害通院給付金日額とします。）
受取人	被保険者
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦原因のいかんを問わず、頸髄障害候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの ⑧被保険者が別表35に定める運動等を行っている間に生じた事故 ⑨被保険者が別表36に定める乗用具等による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）を行っている間に生じた事故 ⑩地震、噴火または津波 ⑪戦争その他の変乱

- この特約において「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は該当しません。
- 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の疾病入院給付金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって特約給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、特約給付金を全額または削減して支払うことがあります。
- 特約給付金の受取人は第3項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第6条＜災害通院給付金の支払に関する補則＞

- 被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、災害通院給付金は重複して支払いません。
 - 同一の日に2回以上通院をしたとき
 - 2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- 被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当する日に災害通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、前条第1項の規定にかかわらず、災害通院給付金は支払いません。
 - 主契約の疾病入院給付金が支払われる日

- (2) 主契約（主契約が疾病入院保険の場合は、この特約とあわせて付加されている災害入院特約）の災害入院給付金が支払われる日
- 3 被保険者が、この特約の保険期間が満了した時を含んで継続している通院期間中に通院したときは、その通院を、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。

第7条＜特約給付金の支払限度＞

- 1 特定損傷給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 特定損傷給付金の支払は、同一の不慮の事故による特定損傷につき1回を限度とします。
 - (2) 通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、10回とします。
- 2 災害通院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 同一の不慮の事故による通院についての支払日数（災害通院給付金を支払う日数。以下、本項において同じ。）は、30日をもって限度とします。
 - (2) 通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、支払日数を通算して180日とします。

第8条＜特約給付金の請求、支払時期および支払場所＞

この特約の特約給付金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第9条＜特約の失効＞

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第10条＜被保険者の職業の変更等＞

被保険者が、保険契約申込書に記載された職業（職種、職務を含みます。以下、本条において同じ。）を変更したとき（職業に就いていない被保険者が新たな職業に就いたとき、および保険契約申込書に記載された職業に就いていた被保険者がその職業を辞めたときを含みます。）には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく必要書類（別表1）を会社に提出して、その旨を会社に通知してください。

第11条＜告知義務および告知義務違反による解除＞

この特約の締結に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第12条＜重大事由による解除＞

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第14条＜特約給付金額の減額＞

- 1 保険契約者は、将来に向って特約給付金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約の入院給付金日額の減額が行われた場合で、特定損傷給付金額、災害通院給付金日額の全部または一部が会社の定める限度をこえたとき

には、特定損傷給付金額、災害通院給付金日額の全部または一部を会社の定める限度まで減額します。

- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条＜特約の消滅＞

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約の保険料の払込が免除されたとき。この場合、つぎに定める期日をもって、この特約は消滅します。
 - ① 月払契約の場合
主契約の保険料の払込の免除事由が発生した直後の月単位の契約応当日の前日
 - ② 半年払契約または年払契約の場合
主契約の保険料の払込の免除事由が発生した直後の半年単位または年単位の契約応当日の前日
- (3) つぎのすべてに該当したとき
 - ① 特定損傷給付金の支払日数が、第7条＜特約給付金の支払限度＞第1項第2号に定める通算支払限度に達したとき
 - ② 災害通院給付金の支払日数が、第7条＜特約給付金の支払限度＞第2項第2号に定める通算支払限度に達したとき

第16条＜特約の解約払戻金＞

この特約の解約払戻金はありません。

第17条＜職業の誤りの処理＞

保険契約申込書に記載された被保険者の職業（職種、職務を含みます。以下、本条において同じ。）に誤りがあり、この特約の保険料率を変更する必要があるときには、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも低い場合
会社の定めた方法で、第4条＜特約給付金額の指定＞において指定された特約給付金額を改めます。また、すでに特約給付金の支払事由が生じていた場合には、会社の定めた方法で特約給付金の支払額を削減します。
- (2) この特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも高い場合
会社の定めた方法で、実際の被保険者の職業にもとづいてこの特約の保険料を改めます。

第18条＜特約の契約者配当＞

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第19条＜特約を継続する場合の取扱＞

- 1 この特約の保険期間が満了し、あらかじめ保険契約者から別段の申出がないときには、会社が承諾した場合に限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に継続されるものとし、この日を継続日とします。
- 2 会社がこの特約の継続を承諾した場合には、継続通知書の発行をもって承諾通知に代えます。また、旧保険証券と継続通知書をもって新保険証券に代えます。

- 3 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、この特約の継続を取り扱いません。
 - (1) 継続後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) この特約の保険期間満了までの間に被保険者の職業が、会社の定める職業に変更されたとき
 - (3) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を会社へ通知したとき
 - (4) この特約の保険期間満了の日の翌日に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 4 継続後のこの特約の保険期間は、継続前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。
- 5 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して継続することがあります。
- 6 継続後のこの特約の保険料は、継続日における被保険者の年齢および職業（職種、職務を含みます。以下、本条において同じ。）によって計算します。
- 7 継続前のこの特約の保険期間（継続が2回以上行われた場合は、すべての継続前のこの特約の保険期間とします。）中に、保険契約者および被保険者のいずれもが第10条＜被保険者の職業の変更等＞の規定に定める通知を怠っていたときで、被保険者の職業の変更（職業に就いていない被保険者が新たな職業に就いたとき、および被保険者が保険契約申込書に記載された職業または会社へ通知した職業を辞めたときを含みます。）により継続後のこの特約の保険料率を変更する必要があるときには、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 継続後のこの特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも低い場合
 会社の定めた方法で、第4条＜特約給付金額の指定＞において指定された特約給付金額を改めます。また、すでに特約給付金の支払事由が生じていた場合には、会社の定めた方法で特約給付金の支払額を削減します。
 - (2) 継続後のこの特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも高い場合
 会社の定めた方法で、実際の被保険者の職業にもとづいてこの特約の保険料を改めます。
- 8 継続するこの特約の第1回保険料は、継続日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- 9 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まなかったときは、この特約の継続はなかったものとし、この特約は継続前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 10 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を継続する場合には、前2項および第3条＜特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞第3項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (1) 継続するこの特約の第1回保険料および第2回以後の保険料の払込方法（経路および回数）はつぎのとおりとします。
 - ① 保険料の払込方法（経路）は、会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法または会社の指定したクレジットカードに

より払い込む方法のいずれかに限ります。

- ② 保険料の払込方法（回数）は年払とします。ただし、この特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。この場合、第4号により同時に払い込む他の特約の保険料を合算した金額で判定します。
- (2) 前号の規定によりこの特約の保険料を払い込む場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- (3) 前号の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、この特約の継続はなかったものとし、この特約は継続前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとしします。
- (4) 主契約の保険料払込期間満了後において保険料を払い込むべき他の特約があるときは、その特約の保険料と同時に払い込むものとしします。
- 11 第5条＜特約給付金の支払＞、第6条＜災害通院給付金の支払＞に関する補則＞、第7条＜特約給付金の支払限度＞および第11条＜告知義務および告知義務違反による解除＞の規定の適用に際しては、継続後のこの特約の保険期間は、継続前のこの特約から継続したものとして取り扱いします。
- 12 継続後のこの特約には、継続日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 13 継続後の特約給付金額は、特約給付金額が会社の定める範囲で変更される場合を除き、継続前の特約給付金額と同額とします。
- 14 第3項第4号の規定によりこの特約が継続されず、かつ、第3項第1号から第3号のいずれの規定にも該当しないときは、会社が承諾した場合に限り、本条の継続の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を継続時に締結することがあります。この場合、第11項の規定を準用し、継続時に締結する他の特約の保険期間は、継続前のこの特約から継続したものとして取り扱いします。

第20条＜管轄裁判所＞

特約給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第22条＜中途付加する場合の特則＞

- 1 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、「付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、つぎのとおり定めるものとしします。
 - ① 月払契約の場合
主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）
 - ② 半年払契約の場合
主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

主契約の年単位の契約応当日

- (2) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。
 - (3) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。
 - (4) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。
- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時を責任開始期とします。
 - (2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に、特約給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。
 - (3) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第23条＜主契約に長期入院給付特約〔2009〕等が付加されている場合の取扱＞

主契約に長期入院給付特約〔2009〕、長期入院給付特約〔2009E〕、長期入院給付特約〔A〕または長期入院給付特約〔B〕（以下、総称して「長期入院給付特約〔2009〕」等といいます。）が付加されている場合には、第6条＜災害通院給付金の支払に関する補則＞第2項を、つぎのとおり読み替えます。

- 2 被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当する日に災害通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、前条第1項の規定にかかわらず、災害通院給付金は支払いません。
 - (1) 主契約の疾病入院給付金が支払われる日
 - (2) 主契約（主契約が疾病入院保険の場合は、この特約とあわせて付加されている災害入院特約）の災害入院給付金が支払われる日
 - (3) 長期入院給付特約〔2009〕等の疾病長期入院給付金が支払われる日
 - (4) 長期入院給付特約〔2009〕等の災害長期入院給付金が支払われる日

第24条＜疾病入院保険、医療保険〔2005〕に付加する場合の取扱＞

- 1 この特約を疾病入院保険または医療保険〔2005〕に付加した場合には、主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

2 第6条＜災害通院給付金の支払に関する補則＞第3項を、つぎのとおり読み替えます。

- 3 被保険者が、つぎの各号のいずれかの事由が生じた時を含んで継続している通院期間中に通院したときは、その通院を、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したとき

総合先進医療特約〔2012〕

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、つぎの給付を行うことを主な目的とした特約です。

	給付の内容
先進医療給付金	被保険者が疾病または傷害の治療を目的として先進医療を受けたときに給付金を支払います。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社へ申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条＜特約の被保険者＞

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条＜特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞

- この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。
- この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第4条＜先進医療給付金の支払＞

- 先進医療給付金の支払は、つぎのとおりとします。

先進医療給付金を支払う場合 （以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのすべてを満たす療養を受けたとき ①責任開始期（この特約の復活が行なわれた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に生じたつぎの（ア）から（ウ）のいずれかを直接の原因とする療養。 （ア）疾病（別表52に定める異常分娩（以下、「異常分娩」といいます。）を含みます。） （イ）主約款に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による傷害 （ウ）不慮の事故以外の外因による傷害
------------------------------------	---

	②別表56に定める先進医療による療養（以下、「先進医療」といいます。） ③別表30に定める法律にもとづく保険医療機関で受けた療養（当該療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する保険医療機関で行われるものに限ります。）
支払額	先進医療にかかる技術料のうち被保険者が負担した費用と同額。 なお、つぎの①～⑤の費用など、先進医療にかかる技術料以外の費用は含まれません。 ①別表30に定める法律にもとづき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む。） ②先進医療以外の評価療養のための費用 ③選定療養のための費用 ④食事療養のための費用 ⑤生活療養のための費用
受取人	被保険者
支払事由に該当しても先進医療給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存 ⑧原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの ⑨地震、噴火または津波 ⑩戦争その他の変乱

- 2 この特約において「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。
- 3 先進医療給付金の通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、先進医療給付金の支払額を通算して2,000万円とします。
- 4 先進医療給付金を支払う場合で、すでに支払った先進医療給付金の支払額との合計額が2,000万円をこえるときには、2,000万円からすでに支払った先進医療給付金の支払額を差し引いた額を支払います。
- 5 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって先進医療給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その影響の程度に応じ、先進医療給付金を全額または削減して支払うことがあります。
- 6 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の疾病入院給付金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を先進医療

給付金の受取人とします。

- 7 先進医療給付金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
- 8 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前の疾病を直接の原因として、第1項に定める先進医療給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で先進医療給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、先進医療給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条＜特約給付金の請求、支払時期および支払場所＞

先進医療給付金（以下、特約給付金といいます。）の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第6条＜特約の保険料の払込免除＞

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第7条＜特約の失効＞

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第8条＜特約の復活＞

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。また、主契約の保険料払込期間満了後にこの特約が失効した場合は、この特約が効力を失った日からその日を含めて1年以内に必要書類（別表1）を会社に提出し、会社の承諾を得て、復活時までの未払込保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、この特約を復活することができます。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第9条＜告知義務および告知義務違反による解除＞

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第10条＜重大事由による解除＞

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第11条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第12条＜特約の消滅＞

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 特約給付金の支払額が、第4条＜先進医療給付金の支払＞第3項に定める通算支払限度に達したとき

第13条＜特約の解約払戻金＞

この特約の解約払戻金はありません。

第14条＜特約の契約者配当＞

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第15条＜特約の更新＞

- 1 あらかじめ保険契約者から別段の申出がないときには、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日におけるこの特約の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間中は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえる場合には、この特約の保険期間を主契約の保険料払込期間満了の日まで短縮してこの特約を更新します。
 - (2) 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を更新する場合には、更新後のこの特約の保険期間は10年とします。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
- 5 更新後のこの特約の保険料は、更新日におけるこの特約の被保険者の年齢によって計算します。
- 6 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- 7 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 8 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

- 9 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を更新する場合には、前3項および第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第3項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
- (1) 更新するこの特約の第1回保険料および第2回以後の保険料の払込方法(経路および回数)はつぎのとおりとします。
- ① 保険料の払込方法(経路)は、会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法または会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法のいずれかに限ります。
 - ② 保険料の払込方法(回数)は年払とします。ただし、この特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。この場合、第4号により同時に払い込む他の特約の保険料を合算した金額で判定します。
- (2) 前号の規定によりこの特約の保険料を払い込む場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- (3) 更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- (4) 主契約の保険料払込期間満了後において保険料を払い込むべき他の特約があるときは、その特約の保険料と同時に払い込むものとします。
- 10 第4条<先進医療給付金の支払>、第6条<特約の保険料の払込免除>および第9条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。また、更新後のこの特約については、第4条第3項および第4項の通算支払限度に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間において支払われた特約給付金の支払額を含みます。
- 11 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 12 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 13 第2項第2号の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結することがあります。この場合、第10項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第16条<定期から終身への変更>

- 1 この特約が前条第2項第1号の規定に該当したときには、この特約の満了の日の2か月前までに保険契約者が会社に申し出ることにより、前条第3項の規定にかかわらず、保険期間および保険料払込期間を終身に變更して更新することができます。
- 2 前項の請求を行うときは、保険契約者は必要書類(別表1)を会社に提出してください。
- 3 本条の規定により、保険期間を定期から終身へ変更した場合には、前条の規定を準用します。

第17条<法令等の改正に伴う特約給付金の支払事由の変更>

- 1 会社は、健康保険法またはその他関連する法令等(以下、「法令等」

といひます。)が改正された場合で、特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かつて、特約給付金の支払事由を法令等の改正内容に応じて変更することがあります。

- 2 本条の規定により特約給付金の支払事由を変更する場合には、認可にあたって会社の定める日(以下、「支払事由変更日」といひます。))の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- 3 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の2週間前までにつぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 特約給付金の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日にこの特約を解約する方法
- 4 前項の指定がないまま、支払事由変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第18条<管轄裁判所>

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第19条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第20条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。))を充当する期間の初日(以下、「付加日」といひます。))を、会社の定める範囲内で、申込日に応じて、つぎのとおり定めるものとします。
 - ① 月払契約の場合
主契約の月単位の契約応当日(契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。))
 - ② 半年払契約の場合
主契約の半年単位の契約応当日
 - ③ 年払契約の場合
主契約の年単位の契約応当日
 - (2) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法(経路)にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。
 - (3) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。
 - (4) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。
- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時から前項に定める付加日(保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。))のいずれか早い時(その時までには告知が行われていないときには、告知の時)を責任開始期とします。
 - (2) 第1号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に

特約給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間には、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。

- (3) この特約の保険料は、付加日における被保険者の満年齢により計算します。
- (4) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第21条＜特別条件特則＞

- 1 主契約に特別条件特則が付加されている場合は、この特約に特定疾病・部位不担保法による特別条件特則が付加されるものとし、その特定疾病・部位は、主契約の特定疾病・部位と同一とします。
- 2 本条の規定によりこの特約に特別条件特則を付加した場合には、主約款の特別条件特則の規定を準用します。

第22条＜総合先進医療特約を総合先進医療特約〔2012〕に変更する場合の特則＞

- 1 総合先進医療特約（以下、本条において「変更前特約」といいます。）は、つぎのいずれかに該当する場合を除き、被保険者選択を受けることなく、総合先進医療特約〔2012〕（以下、本条において「変更後特約」といいます。）に変更することができます。
 - (1) 変更日におけるこの特約の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間が満了しているとき
 - (3) 変更前特約の保険料の払込が免除されているとき
 - (4) 変更前特約の保険料が前納されているとき
 - (5) その他会社の定める要件を満たさないとき
- 2 本条の規定によって変更が行われた場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 変更後特約の付加に際しては、第20条＜中途付加する場合の特則＞の規定を適用します。
 - (2) 変更後特約の付加日を変更日とし、前号および第1条＜特約の締結および責任開始期＞第2項の規定にかかわらず、この日を責任開始期とします。
 - (3) 変更前特約は、変更後特約の責任開始と同時に解約されるものとします。この場合、変更前特約の解約払戻金ははありません。
 - (4) 変更後特約の第4条＜先進医療給付金の支払＞および第9条＜告知義務および告知義務違反による解除＞の適用に際しては、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間を継続した保険期間とみなします。
 - (5) 第4条第3項および第4項の通算支払限度に関する規定を適用するときは、変更前特約で支払われた特約給付金の支払額も含みます。
- 3 変更後特約の特約給付金の支払は、第4条に定めるほか、つぎのとおりとします。
 - (1) 被保険者が、変更日より前に医師の診療を受けていた疾病または傷害を直接の原因として、変更後特約の支払事由に該当する先進医療（以下、「先進医療」といいます。）を受けた場合、変更日からその日を含めて1年以内に当該先進医療を受けたときは変更前特約の先進医療

給付金の支払の規定を適用するものとし、これより後に当該先進医療を受けたときは変更後特約の規定を適用します。

- (2) 被保険者が、変更日からその日を含めて1年を経過した日を挟んで複数回にわたる一つの先進医療を受けた場合で、その療養の直接の原因となった疾病または傷害について、変更日より前に医師の診療を受けていたときには、変更前特約の先進医療給付金の支払の規定を適用します。
- (3) 被保険者が、変更日を挟んで複数回にわたる一つの先進医療を受けた場合には、会社は特約給付金を重複して支払いません。この場合、変更前特約の支払事由にのみ該当したものとします。

指定代理請求特約

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない所定の事情がある場合等に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって請求を行うことを可能とすることを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際または締結した後に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 主契約を締結した後にこの特約を付加する場合には、会社がこの特約の付加を承諾した日をこの特約の付加日とします。

第2条＜特約の対象となる給付金等＞

この特約の対象となる給付金等（以下、「給付金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約（以下、「付加特約」といいます。）の給付のうち、つぎのとおりとします。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である給付金（保険金、一時金、年金、祝金、支援金を含み、名称の如何を問いません。以下同じ。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条＜指定代理請求人の指定＞

保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者（以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。

- (1) つぎの範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内のものを指定できます。ただし、第4条第1項による請求の際には、必要書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、第4条第1項各号に定める特別な事情があると会社が認めることを要します。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

第4条＜指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求＞

- 1 給付金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が給付金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類（別表1）を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 給付金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合

(3) その他前2号に準じる状態(給付金等の受取人が死亡した場合を除きます。)であると会社が認めた場合

2 前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内であることを要します。

3 給付金等の受取人に給付金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が請求時に第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲外である場合もしくは指定されていない場合(第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>の規定により指定代理請求人が撤回された場合および指定代理請求人が死亡している場合を含みます。)または指定代理請求人に給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、つぎの各号に定めるいずれかの者(以下、「代理請求人」といいます。)が、必要書類(別表1)を提出して、会社の承諾を得て、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。

(1) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

(2) 前号に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族

(3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認めた者

4 本条の規定により会社が給付金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

5 主約款および付加特約の特約条項の身体診査、病歴確認等の規定に定めるほか、会社は、事実の確認に際し、指定代理請求人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

6 本条の規定にかかわらず、故意に給付金等の支払事由(保険料の払込免除事由を含みます。)を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。

第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>

1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内で指定することを要します。

2 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。

3 保険契約者が、前2項の変更または撤回を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。

4 第1項の変更または第2項の撤回は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第6条<告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知>

主契約または付加特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款および特約条項の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または代理請求

人に解除の通知をします。

第7条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第8条＜特約の消滅＞

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 この特約の消滅前に支払事由に該当した給付金等については、第4条＜指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求＞の規定を適用します。

第9条＜主約款、特約条項の代理請求に関する規定の不適用＞

この特約を付加した場合には、主約款または付加特約の特約条項に指定代理請求人または代理請求人による請求に関する規定があるときでも、当該規定を適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を付加したときに撤回されるものとします。

第10条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第11条＜主契約ががん保険の場合の取扱＞

（記載省略）

第12条＜主契約が新医療保険、疾病入院保険の場合の取扱＞

この特約を新医療保険または疾病入院保険に付加した場合で、主契約に家族医療特約、家族疾病入院特約など主契約の被保険者の妻または子を保障する特約（以下、「家族医療特約等」といいます。）が付加されているときには、つぎのとおりとします。

- (1) 主契約の被保険者以外の被保険者（以下、「主契約の被保険者の家族」といいます。）については、指定代理請求人の指定はできません。
- (2) 支払事由に該当した被保険者が主契約の被保険者の家族の場合で、つぎのすべてに該当する場合には、第4条＜指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求＞第3項の規定を適用します。
 - ① 主契約の被保険者が死亡し、家族医療特約等の給付金等の受取人が支払事由に該当した家族医療特約等の被保険者となっているとき
 - ② 家族医療特約等の給付金等の受取人が第4条＜指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求＞第1項に定める状態に該当したとき

第13条＜主契約が5年ごと利差配当付こども保険、こども保険〔2009〕の場合の取扱＞

（記載省略）

第14条＜主契約に総合介護保障移行特約などが付加されている場合の取扱＞

（記載省略）

保険料口座振替特約

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（会社が保険料の収納業務を委託している会社の指定する金融機関等を含みます。以下、「提携金融機関等」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社の定めた日（第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 この特約による口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>

- 1 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の口座振替が不能となったときには、保険契約者は、振替日の属する月の末日までに、第1回保険料を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 2 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 月払の保険契約の場合、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。
 - (2) 年払または半年払の保険契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。
- 3 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社または会社

の指定した場所に払い込んでください。

第5条＜第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱＞

第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を契約日とします。ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とします。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

第6条＜指定口座または提携金融機関等の変更＞

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を、他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および提携金融機関等に申し出てください。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 4 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条＜特約の消滅＞

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 月払の保険契約の場合で、保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (2) 保険契約が消滅または失効したとき
- (3) 保険料の前納が行われたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (6) 第1条＜特約の適用＞第2項に該当しなくなったとき

第8条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第9条＜契約日等の特則＞

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。この場合、第5条＜第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱＞の規定は適用しません。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合

- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料の振替日」と読み替えます。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日」と読み替えます。
 - ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ④ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①から③の規定を準用します。
 - ⑤ 上記①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
 - ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ④ 前①から③の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
 - ⑤ 主契約にがん特約が付加されている場合、がん特約の特約条項の規定にかかわらず、「第1回保険料の振替日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日」をがん特約の責任開始日とします。

第10条く給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。以下同じ。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- (2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。
 - ① 月払契約の場合
当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）
 - ② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

- (3) 当該特約の第1回保険料の口座振替が不能となり、第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第2項を準用して翌月に第1回保険料の口座振替が行われた場合には、第1回保険料が振り替えられた日の属する月の前月を第1回保険料が振り替えられた日の属する月とみなして前号の規定を適用します。
- (4) 第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第3項を準用して当該特約の第1回保険料が払い込まれた場合には、本条の規定は適用せず、当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日の規定を適用します。

保険料クレジットカード支払特約

(2018年4月2日制定)

第1条＜特約の適用＞

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「指定カード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社（本特約を通じて「当保険会社」といいます。）がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 前項の指定カードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されたものまたは使用を認められたものであることを要します。

第2条＜保険料率＞

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条＜保険料の払込＞

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性の確認（利用限度額内であること等の確認を含みます。以下同じ。）を得た上で、つぎの時に、指定カードにより保険料相当額を決済すること（以下、「クレジットカード支払」といいます。）によって会社に払い込まれるものとします。
 - (1) 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の場合は、会社がクレジットカード支払を承諾した時
 - (2) 第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日
- 2 同一の指定カードで2件以上の保険契約のクレジットカード支払を行う場合には、保険契約者は、会社に対しその決済順序を指定できないものとします。
- 3 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 4 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第1項のクレジットカード支払がなかったものとして取り扱います。
- 5 この特約によるクレジットカード支払によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条＜第1回保険料について指定カードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱＞

第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったときには、会社は、保険契約の申込がなかったものとして取扱います。

第5条＜指定カードまたはカード会社の変更＞

- 1 保険契約者は、指定カードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、指定カードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカード

に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。

- 2 保険契約者が、保険料のクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定カードを別のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。

第6条＜特約の消滅＞

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第2回以後の保険料について、会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったとき
- (2) 第2回以後の保険料について、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかったとき
- (3) 保険契約が消滅または失効したとき
- (4) 保険料の前納が行われたとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき

第7条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第8条＜契約日等の特則＞

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
 - ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。

- ③ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①および②の規定を準用します。
- ④ 上記①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 前①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 前①および②の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第9条＜給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則＞

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。

(2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。

① 月払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）

② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

別表1 請求書類

(注) 会社は、下記以外の書類の提出を求め、または下記の書類の一部の省略を認めることがあります。

<傷害特約〔医療保険〕>

項 目	必 要 書 類
特約給付金 ・ 特定損傷給付金 ・ 災害通院給付金	・ 会社所定の請求書 ・ 受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・ 受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書（災害通院給付金の場合） ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約等 ・ 特約の解約 ・ 特約給付金額の減額	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
職業の変更等	・ 会社所定の請求書 ・ 保険証券

<総合先進医療特約〔2012〕>

項 目	必 要 書 類
先進医療給付金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 会社所定の様式による療養を受けた保険医療機関の療養についての証明書 ・ 先進医療にかかる技術料の支出を証する書類 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
復活	・ 会社所定の請求書 ・ 被保険者についての会社所定の告知書

定期から終身への変更	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
------------	---

＜指定代理請求特約＞

項 目	必 要 書 類
指定代理請求による給付金等の支払	・ 主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・ 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・ 被保険者（5年ごと利差配当付こども保険またはこども保険〔2009〕の保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）と指定代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・ 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し ・ 給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
代理請求による給付金等の支払	・ 主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・ 代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・ 被保険者と代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・ 被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・ 給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 ・ 指定代理請求人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
指定代理請求人の変更等 ・ 指定代理請求人の変更 ・ 指定代理請求人の撤回 ・ 特約の解約	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

別表21-2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する入院施設を有する有床診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）ただし、介護保険法に定める医療施設（介護療養型医療施設など）を除きます。
2. 上記1の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表23-2 通院

「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、別表21-2に定める病院または診療所および患者を収容する施設を有しない診療所において、外来で診察、投薬、処置、手術、その他の治療を医師の指示により受けることをいいます。（往診を含みます。）

別表30 公的医療保険制度

つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表35 免責事由に該当する運動等

つぎのいずれかに該当する運動等をいいます。

1. 山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
2. リュージュ
3. ボブスレー
4. スカイダイビング
5. ハンググライダー搭乗
6. 超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗
7. ジャイロプレーン搭乗
8. その他これらに類する危険な運動

別表36 免責事由に該当する乗用具等

つぎのいずれかに該当する乗用具等をいいます。

1. 自動車（オートバイを含みます。）
2. 原動機付自転車
3. モーターボート（水上オートバイを含みます。）
4. ゴーカート
5. スノーモービル
6. その他これらに類する乗用具

別表39 特定損傷

「特定損傷」とは、つぎのいずれかの損傷をいいます。

1. 骨折
2. 関節脱臼
3. 腱の断裂

＜備考＞

〔別表39 特定損傷〕について

1. 骨折
「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折（特発性骨折を含みます。）を除きます。
2. 関節脱臼
「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復的脱臼を除きます。
3. 腱の断裂
「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

別表52 異常分娩

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ― CD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、基本分類コードO80.1およびO81からO84までに規定される内容によるものとし、たとえば、骨盤位分娩（いわゆる逆子（さかご））、鉗子分娩、吸引分娩、帝王切開、多胎分娩（いわゆる双子など）をいいます。

別表56 先進医療

先進医療とは、別表30に定める法律にもとづく評価療養のうち厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養をいいます。ただし、厚生労働省告示に定める先進医療に該当するものに限り、また、療養を受けた日現在別表30の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養、評価療養のうち先進医療以外の療養、選定療養、食事療養、生活療養など、先進医療以外の療養は含みません。

- つぎのような場合には、募集代理店またはアフラックコールセンターにご連絡ください。

1. 通信先の変更

- ・転居により、住所が変わったとき
- ・町名、番地などが変わったとき

2. お受取人の変更

- ・結婚などにより、お受取人を変更したいとき
- ・お受取人が死亡したとき

3. ご契約者の変更

- ・ご契約者が死亡したとき

4. 名義の変更

- ・結婚・養子縁組などにより、姓が変わったとき
- ・名前を変えたとき

5. 保険証券の再発行

- ・保険証券を紛失したとき

アフラックコールセンター

 0120-5555-95

●受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00

(祝日・年末年始は除く。月曜日は電話が込み合う場合がございます。)

※ご連絡の際には、保険証券に記載された証券番号、ご契約者と被保険者の氏名・生年月日・ご住所をお知らせください。

指定紛争解決機関について

○指定紛争解決機関（ADR機関）は（一社）生命保険協会です。

○（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>)

○なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

給付金等ご請求手続きの流れ

給付金等の支払事由に該当された場合は請求のお手続きが必要です。万一、給付金等の支払事由に該当された場合は、次のとおりお手続きください。

お客さま

1 請求のご連絡

担当代理店またはアフラックまでご連絡ください。

※患者様に病名を告知されていない場合など、ご心配な点はお相談ください。



3 書類の準備・提出

請求書類をご準備のうえ、アフラックへご返送ください。



6 給付金等のお受取り

担当代理店 またはアフラック

2 請求のご案内

請求に必要な書類をお送りします。



4 請求書類の確認

請求書類が到着後、アフラックで内容を確認します。



5 お支払い

給付金等をお支払いします。

アフラック保険金部フリーダイヤルで承っています

☎0120-555-877

通話料無料

携帯OK

●受付時間 9:00～17:00

●月曜日～金曜日（祝日を除く）

（月曜日は電話が込み合うことがあります。）

アフラックホームページからもお手続きいただけます

<http://www.aflac.co.jp/seikyuu>

2018年4月作成

募集代理店



アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

当社保険に関するお問合せ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95